



## 佐久平クリーンセンター本格稼働へ向けて

「佐久平クリーンセンター」は現在順調に試運転が進んでおり、本年12月1日(火)には予定どおり本格稼働を迎える見通しとなっています。  
 本格稼働を前に町民の方から質問をいただきましたので、以下のとおり皆さまへお知らせします。

よくある質問		回答
Q1	佐久平クリーンセンターが稼働することによって、ごみの分別方法に変更はありますか？	<b>変更はありません。</b> 引き続き、ごみ分別のご協力をお願いします。
Q2	指定ごみ袋の変更はありますか？	<b>変更はありません。</b> 現行の指定ごみ袋をそのままご使用いただけます。また、稼働に際して値段の変更は行いません。
Q3	佐久平クリーンセンターへ直接ごみを持ち込むことはできますか？	<b>できません。</b> 直接搬入が必要なごみは、これまでどおり分別区分に応じて井戸沢最終処分場やイー・ステージ(株)などへ搬入してください。

### 《雑紙分別のお願い》

町では、人口の増加に比例してごみの量も増加傾向にあります。ごみの量が増えれば、ごみを処分する処分費も増えていきます。処分費を少しでも抑えるため、ごみの資源化を進めています。可燃ごみへの古紙類、特に雑紙の混入率が高い状況ですので、引き続き雑紙分別のご協力をお願いします。

**紙袋を使うか、紙ひもで十字に縛って出してください。**

●**雑紙**

- 段ボール以外の箱(菓子箱、食品・靴・化粧品等の箱・ティッシュの箱など)
- 包装紙
- コピー用紙(学校からの通知やテスト用紙)
- その他(リーフレット・カレンダー・画用紙・紙袋・封筒など)

※紙製の持ち手は外して可燃ごみです。  
 ※紙袋を再利用する場合はネットに掛けてください。

問い合わせ先 町民課環境衛生係(32)3114

## 特殊詐欺など防止のための「通話録音装置」を貸し出す町民課

町では、振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法の被害から、住民の皆さまの大切な財産を守るため、特殊詐欺などを抑止する効果が期待できる「通話録音装置」を貸し出しています。

**申請受付期間**  
 貸出回数に達するまで(申請順で受付後、申請内容を審査し結果を郵送でお知らせします)

**注意事項**  
 ご利用の電話機によっては、装置の設置ができない場合がありますのでご了承ください。特殊詐欺や悪質商法の消費者被害啓発のために録音データの提供をお願いします。

貸し出す装置は、ご家庭の電話回線と固定電話機の間接続し、電話の着信があると、振り込め詐欺などの被害防止のための警告メッセージが流れ、相手との通話が自動録音されるものです。

問い合わせ先 総務課庶務係(32)3111

**貸出対象** 65歳以上のみの世帯  
**貸出期間** 年度ごと  
**貸出台数** 1世帯1台  
 全5台

**貸出料金** 無料  
 ※電気代・通話料は自己負担となります。

**申請方法**  
 通話録音装置貸与申請書に必要事項を記入の上、郵送または来庁により総務課庶務係(役場2階15番窓口)にて提出ください。  
 申請書はホームページからダウンロードできるほか、総務課庶務係でお渡しします。



## 冬季 防災行政無線の放送時刻を変更します

町の防災行政無線放送では、災害時等緊急情報の放送だけでなく、電波受信状況を確認するため、毎日正午の放送(チャイム)と午後5時に放送(夕焼け小焼け)を流しています。  
 このうち午後5時の放送は電波受信状況の確認など放送設備の保守管理とあわせて、子どもたちの早い時間帯の帰宅を促す目的で放送しています。日没が早まる冬季については、午後5時の定時放送時刻を変更して運用しています。

《変更》  
**午後5時の放送を午後4時30分に変更します。**

《期間》  
 11月1日(日)～令和3年1月31日(日)

定時の放送がスピーカーより流れなかった場合には以下の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先 総務課情報防災係(32)3111

